

健 増 第 2 0 6 0 号
令和 3 年 5 月 12 日
(健康増進課扱い)

関係団体 御中

鹿児島県くらし保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症に係る飲食店における感染防止対策の現地
調査の周知について (依頼)

かねてより、県の食品衛生行政に多大なご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和3年5月1日に過去最高となる60人の新規感染者数を確認し、その後も連日40人を越える感染者が確認されております。

このような状況等を踏まえ、5月7日に感染拡大警報を発令し、感染拡大の警戒基準をステージⅢへ引き上げ、飲食店に対する営業時間短縮要請（以下、「時短要請」という。）を実施することとしました。

時短要請に伴い、要請対象地域の店舗における営業時間の実態等を緊急的に現地調査するとともに、今後の飲食の場における感染拡大を防止するため、国が示す最低限の感染対策の状況確認を実施しております。

つきましては、上記趣旨を御理解いただき、貴団体会員へ周知いただき、現地調査への御協力をお願いします。

記

- 1 調査期間
令和3年5月10日(月)から
- 2 調査対象の飲食店
食品衛生法の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている飲食店
(ネットカフェ、デリバリー、テイクアウト、キッチンカー、自動販売機
等の事業者は除く。)
- 3 調査内容 (最低限確認する事項)
 - (1) アクリル板等 (パーテーション) の設置 (又は座席の間隔の確保)
 - (2) 手指消毒の徹底
 - (3) 食事中以外のマスク着用の推奨
 - (4) 換気の徹底
- 4 調査方法
 - (1) 県職員又は委託業者が上記の飲食店を訪問して現地調査を実施。
 - (2) 時短要請対象地域の店舗における営業時間等の実態確認を行うとともに、時短要請対象地域以外の飲食店も含め、感染防止対策に係る取組状況を現地調査し、必要に応じて改善指導や啓発を行う。